

国民健康保険料の算定方法の改正について

1 改正の背景

平成23年度の地方税制改正により、国民健康保険法施行令が改正されたことから、国民健康保険法施行令の基準に合わせ、平成24年度分以降の国民健康保険料の算定方法について、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定しようとするものです。

2 改正の内容

国民健康保険法施行令の基準に合わせ、次のとおり賦課限度額の改定を行います。

	改定後	現 行
基礎賦課限度額（医療分）	510,000 円	500,000 円
後期高齢者支援金等賦課限度額	140,000 円	130,000 円
介護納付金賦課限度額	120,000 円	100,000 円
合 計	770,000 円	730,000 円

この改定により既に限度額に達している高所得者層にとっては負担増となりますが、中間所得者層の負担が増大しないため、所得階層別の負担の公平化が図られることとなります。

3 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

4 賦課限度額に達する基準総所得金額（総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた金額）

(1) 1人世帯の場合

単位：円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	6,380,282	5,825,000	4,788,889
限度額引上げ後 b	6,521,127	6,325,000	5,900,000
差額（b-a）	140,845	500,000	1,111,111

- (2) 4人世帯（4人のうち2人が40歳以上で、介護納付金分の賦課対象）の場合

単位：円

	基礎賦課分 基準総所得金額	後期支援分 基準総所得金額	介護納付分 基準総所得金額
限度額引上げ前 a	5,239,437	4,670,000	4,300,000
限度額引上げ後 b	5,380,282	5,170,000	5,411,111
差額（b－a）	140,845	500,000	1,111,111

- ※ 賦課限度額に達する基準総所得額の上昇に伴い、保険料調定額及び歳入見込額も増加が見込まれます。

5 賦課限度額改定による歳入見込額

- (1) 基礎賦課分（医療分）保険料

限度超過世帯が35世帯減少し、調定見込額で832万5千円、歳入見込額で751万8千円の増が見込まれます。

単位：千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	850	4,769,418	4,317,570
限度額引上げ後 b	815	4,777,743	4,325,088
差引（b－a）	△35	8,325	7,518

- (2) 後期高齢者支援金等分保険料

限度超過世帯が144世帯減少し、調定見込額で940万1千円、歳入見込額で849万円の増が見込まれます。

単位：千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	1,011	1,343,247	1,216,007
限度額引上げ後 b	867	1,352,648	1,224,497
差引（b－a）	△144	9,401	8,490

- (3) 介護納付金分保険料

限度超過世帯が207世帯減少し、調定見込額で1千162万4千円、歳入見込額で1,051万5千円の増が見込まれます。

単位：千円

	超過世帯数	調定見込額	歳入見込額
限度額引上げ前 a	698	517,792	471,288
限度額引上げ後 b	491	529,416	481,803
差引 (b - a)	△207	11,624	10,515

- (4) 上記3つの保険料の合計で、調定見込額は29,350千円、歳入見込額は、26,523千円の増が見込まれます。（収納率約90％）

6 今後の対応

津市国民健康保険条例の一部の改正についての議案を平成24年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。